

募集要項・仕様書に関する質問書の回答
(飯塚市リサイクルプラザ工房棟指定管理者公募)

令和7年5月1日

	質 問	回 答
Q1	募集要項 2 ページ 6 指定管理者が行う主な業務 (1) 環境教育に関する業務現在行われている、「自然体験プログラム」について、主催が飯塚市と指定管理者になっていますが、令和 8 年度以降も同じ内容で継続されるのかご教授ください。	令和 7 年度までは飯塚市と指定管理者での共同主催でしたが、令和 8 年度以降は、指定管理者の主催事業として企画・運営を行っていただきます。
Q2	新しいごみ処理場の建設が進められています。今回の指定管理者の指定期間は令和 13 年までとなっており、移転や継続の内容についてご教授ください。廃止等があれば合わせてご教授ください。	ご質問のとおり、新しいごみ処理場は令和 12 年度に開設される予定となっていますが、飯塚市リサイクルプラザ工房棟 (エコ工房) の移転や継続については、方針が決定されておりません。 施設の廃止等により指定期間が短くなる場合は、廃止する 1 年前までに指定管理者に通知し、協議を行うこととします。